

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社ストライク	コード	6196
提出日	2023/12/11	異動（予定）日	2023/12/26
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため		
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）			

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の 同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし			
1	古本 裕二	社外取締役	○														○	新任	有
2	荒木 二郎	社外取締役	○														△		有
3	小駒 望	社外取締役	○														○		有
4	酒巻 弘	社外取締役	○														○	新任	有
5	加藤 知子	社外取締役	○														○	新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	該当事項はありません。	長年の経営者としての豊富な経験と知見をもとに、独立した立場から当社の取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っていただくために選任しております。 同氏と当社の間には特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないことから独立役員として指定しております。
2	社外取締役の荒木氏は、2006年まで当社の株主名簿管理委託先及び業務提携先である住友信託銀行株式会社（現 三井住友信託銀行株式会社）の代表取締役でありました。当社は、三井住友信託銀行株式会社との間で、株主名簿管理料及び案件紹介料の支払取引等がありますが、取引の性質及び規模等に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれがないと判断しております。	経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、経営執行に対する監査等において適切な役割を果たしていただくために選任しております。 同氏と当社の間には特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないことから独立役員として指定しております。
3	該当事項はありません。	公認会計士としての豊富な経験と専門性を有し、また上場会社の監査役としての職務経験をもとに、独立した立場から当社の取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っていただくために選任しております。 同氏と当社の間には特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないことから独立役員として指定しております。
4	該当事項はありません。	経営者としての豊富な経験と知見をもとに、独立した立場から当社の取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っていただくために選任しております。 同氏と当社の間には特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないことから独立役員として指定しております。
5	該当事項はありません。	弁護士としての豊富な経験と専門性を有し、独立した立場から当社の取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っていただくために選任しております。 同氏と当社の間には特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないことから独立役員として指定しております。

4. 補足説明

当社は、社外役員に係る独立性判断基準を以下のいずれの基準にも該当しない者としております。
<社外役員の独立性判断基準> 1. 当社の業務執行者または過去10年間に於いて業務執行者であった者 2. 当社の主要な取引先（双方いずれにおいても直近事業年度売上高の2%超）とする者または業務執行者 3. 当社の大株主（直近事業年度における議決権保有比率が総議決権の10%を超える株式を保有する者）またはその業務執行者である者 4. 当社から多額の寄付、融資、債務保証を受けている団体、法人の業務執行者 5. 当社の会計監査またはその社員等として当社の監査業務を担当している者 6. 当社から役員報酬以外に、年間1,000万円を超える金銭その他の財産を得ている弁護士、司法書士、弁理士、公認会計士、税理士、コンサルタント等（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体に属している場合は、当該団体との取引において双方の売上高または取引額の2%を超えかつ1,000万円以上） 7. 当社の取締役、執行役員等、従業員、会計参与（法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。）の二親等以内の親族。 8. 過去3年間に於いて、当社の取締役、執行役員等、従業員、会計参与（法人である場合は、その職務をおこなうべき社員を含む。）のいずれかに該当していた者の二親等以内の親族 9. 前各号のほか、当社の一般株主と利益相反関係が生じるなど、独立性を有する社外役員としての職務を果たすことができない特段の事由を有している者

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- 社外役員との相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。